

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		
うち、出資金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に關		

連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポート		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーション・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」のうち、「外部流出予定額(△)」の欄には総(代)会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること(例えば、処分未済持分、優先出資申込証拠金及び自己優先出資等)。
- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第十二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法採用金庫にあっては、自己資本比率告示第百二十六条第二号に掲げる額とする。)に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当

該乗じて得た額をいう。

- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リテールの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号）をいう。以下同じ。）附則第二条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条の規定に従い、自己資本比率告示第十二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リテールの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第二条に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る

無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第二号に掲げる額をいう。

- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポートージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十一条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポートージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものとの額等）。
- c 「オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- e 「オペレーションル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。

(別紙様式第一号の二)

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		$\triangle EVE$		$\triangle NII$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	ステイープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは「前半期末」と読み替えるものとする。

- a この様式において「 $\triangle EVE$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この様式において「 $\triangle NII$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この様式において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅(ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	300
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	100

中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英國通貨	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	200
インドネシア通貨	400
インド通貨	400
本邦通貨	100
大韓民国通貨	300
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	400
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d この様式において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e この様式において「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「ステイープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイープ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この様式において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

x は、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
----	-----------------------------	-----------------------------

アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	450	200
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	500	300
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	500	300
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150
シンガポール通貨	200	100
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	150
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融 機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融 機関が定める値

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left(\bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right)$$

$\Delta R_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この様式において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間

に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

- i 項番1 「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく \triangle EVE（イ欄及びロ欄）及び \triangle NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- j 項番2 「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく \triangle EVE（イ欄及びロ欄）及び \triangle NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- k 項番3 「ステイプ化」の項には、ステイプ化に基づく \triangle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
ただし、イ欄に記載することとなる当期末のステイプ化に基づく \triangle EVEが、当期末の上方パラレルシフトに基づく \triangle EVE以下又は当期末の下方パラレルシフトに基づく \triangle EVE以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができ、ロ欄に記載することとなる前期末のステイプ化に基づく \triangle EVEが、前期末の上方パラレルシフトに基づく \triangle EVE以下又は前期末の下方パラレルシフトに基づく \triangle EVE以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができる。
- l 項番4 「フラット化」の項には、フラット化に基づく \triangle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該 \triangle EVEを記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- m 項番5 「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく \triangle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
ただし、当該 \triangle EVEを記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- n 項番6 「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく \triangle EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
ただし、当該 \triangle EVEを記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- o 項番7 「最大値」の項イ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項イ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- p 項番7 「最大値」の項ロ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項ロ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q 項番7 「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- r この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この様式におけるロ欄及びヘ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- t この様式におけるハ欄の「当期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- u この様式におけるニ欄の「前期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		
うち、出資金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るもの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去。) の額の合計額		
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るもの除去。) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		

意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (口)	(口)	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	(ハ)	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポート		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーション・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	(二)	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」のうち、「外部流出予定額 (△)」の欄には総 (代) 会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外

に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分、優先出資申込証拠金及び自己優先出資等）。

- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、自己資本比率告示第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポートジャーリテール向けエクスポートジャーリの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号）をいう。以下同じ。）附則第二条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれるもの額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（2）コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポートジャーリテール向けエクスポートジャーリの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額又は適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第二条に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第七項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第八項第三号に掲げる額をいう。

（3）リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第八条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポートジャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十一条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポートジャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。
- c 「オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比

率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

- d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十一条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- e 「オペレーション・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「一」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。